

第1回多治見市人権施策推進指針策定委員会議事録

日 時：令和6年6月4日（火）15:00～17:00

場 所：多治見市役所本庁舎4階会議室

出席委員（敬称略）：榎澤幸広（委員長）、三宅和世（副委員長）、田財博史、青木鎌太郎、鈴木直樹、前田栄治、島津和世、皆元健一

事務局：伊藤徳朗、勝見祐子、今井光春、遠藤智子

○ 環境文化部長より挨拶

1 委員自己紹介

2 委員長・副委員長の互選

3 議事

（1）策定スケジュール（資料1）

（2）多治見市人権施策推進指針について（資料2）

（3）市民意識調査の結果について（資料3）

（4）第2次指針の現状の概要について（資料4）

（5）人権施策推進指針体系について（資料5-1、-2、-3）

その他 次回委員会開催日について

【委員長、副委員長選任】

委員長、副委員長の選任について、委員内から自薦他薦が無かったため、事務局提案で委員長に榎澤幸広委員、副委員長に三宅和世委員を推薦、委員の合意を得て選任。

【委員長挨拶】

委員長にご指名いただき、皆様の同意をいただきありがとうございます。皆様の色々なご提案などを反映して、より良い指針にできたらと思いますので、1年間よろしく願いいたします。

先ほど、事務局より、議事録の委員名公開はしないとの発言がありましたが、私は公文書管理法の専門家でもあります。奈良県での議事録を残さなかった件についても、私は新聞社の取材にて先日意見を言わせていただきました。公文書管理法に則れば、議事録は氏名も含めて、出来る限り忠実に残すべきと伝えさせていただいています。

この場で直ぐに回答することは難しいかと思いますが、提案だけさせていただければと思います。この議事録は市民の皆様たちに見ていただける形になりますので、この委員はこのような意見を言われているのかとか、こういう専門の方がこの

ような意見を言われているかが伝わると、より人権推進というものに繋がる可能性があると思います。なので、今までの慣習もあるかと思いますが、この委員会については、可能ならば、発言委員名を公開していけられたらと思います。第2回の策定委員会の時点で、発言者氏名を公表していいか、確認させていただきたいと思っております。また、仮に氏名を公表する場合には、発言としても、ここの部分は個人の話に触れているとか、どこの地区かと分かってしまう場合には、事務局でその部分を削除するなど調整してもらおうと思っております。

第2回が9月を予定しておりますので、それまでの間に、議事録に関しては皆さまでに確認していただき、氏名を公表していいということであれば、公表するという形式にしていいただければと思っています。あくまでも提案ですので、今までの多治見市の流れを無視するわけではないですが、このようなことを伝えさせていただきました。ご検討いただければと思います。

【議題1】 策定スケジュール

○事務局 （説明：資料1）

○委員長 議題1の事務局の説明に対して、意見や質問はございますか。

副委員長もいらっしゃった前回（2019年度）の策定委員会のやり方を思い出しましたので確認させていただきたいと思います。5年前の議事録に載っていました、会議後の意見提出シートみたいなものについてです。委員の皆様も委員会後に気づくこともあるかと思います。このシートの提出方法や×切等については事務局から各委員へ連絡して頂くという形をお願いいたします。

この件とは別に、ご意見等はございますか。無いようであれば次の議題に移ります。

【議題2】 多治見市人権施策推進指針について

○事務局 （説明：資料2）

○委員長 議題2の事務局の説明に対して、意見や質問はございますか。

○委員 「(5) 指針の位置づけ」のところですけれども、図示していただいてとても見やすくして頂いて良かったと思います。ただ、関連計画の中の、地域福祉活動計画は社会福祉協議会が策定している計画であります、これも関連計画としてここに掲載でよろしかったでしょうか。

また、次の障がい者計画、障がい者福祉計画については、法律に基づいての計画でございますので、計画名としては「がい」は漢字表記となっておりますので、修正をお願いしたいです。

○事務局 地域福祉活動計画については、多治見市の諸計画の中にしたいので、この図からは削除させていただきます。また、「がい」の文字については、法律上の正式名称に変更させていただきます。

○委員 「がい」の字は災害の「害」ですか？「いしへん」の「碍」ですか。

○委員 災害の「害」です。

○委員 前回の指針からこのような表記になっていますか

○委員長 前回は注釈をつけてあります。自治体や国によって「がい」や「害」など表記の仕方は異なりますが、多治見はひらがなで表記する傾向が多かったと記憶しています。法律では障害者差別解消法とかは災害の「害」を使っています。前回も委員から意見をいただいていますし、今回もお二方がご提案してくださっております。市民の方が混乱してしまうといけないので、何らかの注釈を明記しておいたほうが良いと思います。また、国や県の法令表記も確認していただければと思います。

○事務局 第2次指針の26ページに記載がありますように、今回もこのように載せさせていただきます。

○委員長 場合によっては、最初に記載しておいたほうが良いかと思います。

目次に記載しておくのも良いかと思います。読む側に分かるようにしていただいたほうが良いかと思います。念のため、「障がい者の人権」のページにも載せといたほうが良いかと思います。

他にはご意見ございませんか。

○委員 確認ですが、基本理念のところは、今まで3つあったものを一つの言葉に統一するということですね。

○事務局 一つで分かりやすくしたほうが伝わると思ひまして、事務局から提案させていただきます。3つが良かったとか、ご意見いただければと思います。

○委員長 前回の2019年度会議時は、それ以前に策定された指針に、共通目標と理念というものがあつたので、それを踏襲したものでした。この点につき、前回は第3回目の会議時、共通目標を設定したほうが良いかという議論がされました。両方あつた方が分かりやすいという議事録が残っております。この部分は指針の要になるところでありますので、今後も議論いただければと思います。

○事務局 最終案（パブコメ）を出すまでには決めさせていただければと思います。

○委員長 「(2) 第2次指針策定後の社会及び国・県の動向の変化」について作成したのは事務局ですか？国からの何かを引用していますか。これは、指針にも反映されますか？

○事務局 事務局が主たるものを作成したもので、第2次策定後の流れを示しているもので、指針に反映の予定はございません。

○委員長 追加させていただきたいのが、令和5年6月に(通称)LGBT理解増進法といわれている法律が施行されているということです。正式名称は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」です。

あともう一つ、2018年から日本各地で裁判がおきている障がい者の不妊手術の訴訟です。優生保護法不妊手術訴訟といいますが、最高裁で弁論が開始されまし

た。そして、7月3日判決が出るようなことが新聞記事になっています。このところは障がい者の人権という形で位置付けるのか？産む権利というのは女性の人権とも関わってきます。また、家族形成の話にも関わってきます。一時金を渡すという法律が2019年に施行されていて、5年の期限だったのが、さらに5年延長されました。（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたものに対する一時金の支払い等に関する法律の一部を改正する法律）

ここの話が付け加わっているとよいと思います。多治見にももしかして、優生保護法の被害を受けられ子どもを産めない体にさせられてしまった方も、いらっしゃるかもしれない。そういう点からもこちら辺に関する法や裁判の事例などを調べていただいて、何か反映できるものがあればして頂きたく、提案させていただきました。

私からの提案は以上です。他の委員から確認したいこと、質問したいことがありますらお願いいたします。よろしいですか。これらの資料は、国・県、関係自治体といった3層構造のレベルの話が示されています。なので、後で気づく点もあるかと思いますので、その時にでもご意見をお願いいたします。

【議題3】 市民意識調査の結果について

○事務局 （説明：資料3）

○委員長 市民意識調査の結果について、かなり丁寧に説明があったと思いますが、いろいろな説明がありましたので、このキーワードがわからないというところもあったかもしれません。まずは、わからない言葉とかフレーズの確認について、委員の皆様からしていただいてもかまいません。質問や意見もあるようでしたらそちらを優先していただいてもかまいません。これもどの委員から聞かれてもかまいませんのですが、いかがでしょうか。

○委員長 先ほどの言葉の説明で、もしかすると知らない委員の方もいるかもしれませんが、事務局から説明していただけるといいと思います。説明の最後にありました「パートナーシップ宣誓制度」の説明に関してです。その話の最後に「ファミリーシップ制度」といわれましたが、ファミリーシップ制度とは何か、今の話を聞く限り、岐阜県がファミリーシップ制度まで含めたパートナーシップ制度を採用しているようにも聞こえました。なので、「まずはファミリーシップ制度とは何か」、「パートナーシップ制度とどう違うのかとか、共通点は何か」とか、そのあたりを説明いただくと、委員の皆様も意見を出しやすいかなと思いました。

○事務局 パートナーシップ宣誓制度について説明いたします。婚姻関係を結ばない方、男女もありますが、同性の場合もあります。婚姻関係がないと使えない制度もありますが、宣誓制度を受けた方々に利用できるサービスを受ける前に、お二人の関係を示すための制度になります。

ファミリーシップ制度というのは、そのお二人に、お子さんが入ることができる制度であります。もともといたお子さんもいる場合もありますので、家族としてお

子さんも認められる制度になります。岐阜県は、名称はパートナーシップ宣誓制度ですが、お子さんも認められるファミリーシップになります。関市はパートナーシップ。海津市はファミリーシップ宣誓制度になっています。

○委員長 それでは、岐阜県の指針に従うのであれば、二人の関係を大切にするパートナーシップ制度だけではなくて、養子縁組とか子どもを家族として位置付けるファミリーシップという形までであるので、多治見市も同様にその範囲を広げて考えることができるということですか。

○事務局 まだ、制度をつくるのか、つくらないのかは決まっておられません。

○委員長 ただ、可能性はあると？

○事務局 可能性はありますが、市民の方のご意見を伺いたくアンケートに盛り込みました。

○委員長 わかりました。ありがとうございます。今のように、キーワードが様々登場しております。多様な人たちのことを踏まえていますので、わからないキーワードもあると思います。なので、今のように聞いていただけたらとおもいます。委員の皆様いかがでしょうか。

○委員長 それでは、私から説明の中の確認したい部分があります。その間に何か思い浮かびましたら、委員の皆様、質問とか言葉の確認をしていただけたらと思います。

まず、②の「性的指向・性自認を理由とする人権について特に問題があること」のアンケート説明文にある「多治見市は○を2つまで、岐阜県は○を3つまで」という部分です。『多治見市人権に関する市民意識調査報告書（令和6年1月）』の中の自由意見の要約のところに、「2つまで」という理由がわからない」とか「2つに絞れない選択肢が多かった」というのが143ページに示されています。以前のものと比較しやすくするために統計データをとる手法は大事だと思いますが、市民の皆様から、選択肢を増やせるといいなという回答があるので、今後何か活かせるとういおと思いました。せっかくアンケートに回答していただいたり、ここまで書いていただいているので、難しいかもしれませんが、次回のアンケートを作成する時、この点についても頭の片隅に置いておいていただけたらと思います。これはあくまでも思ったことです。

災害時の人権問題ですけれども、アンケートを取られたときには、能登の震災がまだなかった時なので、現時点でこのアンケートを取っていたら、変わるのかなと思います。こちら辺はパブリックコメント時に何らかの追加的なことができるかわからないけれども、何か事務局のほうで、行われる予定はありますか。

○事務局 また、アンケートを取るということでしょうか。

○委員長 アンケートは難しいからパブリックコメントに書いてもらうとかできますか。

○事務局 能登の震災のことも踏まえて指針をつくりますので、パブリックコメントでご意見もらうということとはできると思います。アンケート時とは状況が変わって

いると思いますが、私たちも震災による人権については重要だと思っています。あらためてアンケートを取るというのは難しいです。

○委員長 私の大学の学生とか、市民講座とかで、災害時の人権の話をしたときに、能登の地震というのは、東日本大震災の時と比べると、比較が良いのかわかりませんが、距離的な近さとか、北陸の方から大学に来ている人や仕事に来ている人は、直に家族や親戚が被害にあっているのです、よりリアルに災害を感じるようになったと伺いました。そういう話を聞いていたので、そういう点からもしかしてここも回答結果が変わる可能性があるのかなと思いました。むろん、再度アンケートをとって集計をとるのは大変ですので、何らかの形で少し反映できればいいのかなと思っただけです。

○事務局 多治見市の職員も避難所などの支援に行っておりますので、職員にも聞きながら何が必要かを聞きとってみたいと思います。

○委員長 各項目を設定していったり各分野の施策を書いていくときに、文章では触れられますよね。何らかの形で、可能な限りで書いていただけると良いと思います。

「感染症患者の人権」についてですが、見落としていたら許してください。先ほどの口頭説明では新型コロナのことを言われていたと思いますが、アンケートのところでは、新型コロナを入れていましたか。

○事務局 明確に入れてはいませんでした。感染症等の「等」という表記で新型コロナも含めた形にしているという認識でアンケートを出しています。

○委員長 今後アンケートを取られるときには入れておいたほうが良いかと思います。今までにない人類自体が体験したことないような世界規模での感染症流行、パンデミックという言葉も出ましたけれども、これに関しては、書いたほうがいいかと思いました。

あと相談窓口の件です。前回指針の84ページにあります、この件につき、委員も前回提案してくださいました。相談機関一覧を設けています。今回の委員会でも、このページの位置でいいのかも含めて、皆さんに意見を出してもらえるといいのかなと思います。指針の一番後のページにあると見なかったりしますよね。追加すべき相談機関もあるかもしれません。どのページに置くかも含めて、私自身の関心事項、アンケート回答者の関心事項でもあります。本当に切羽詰まった状態で、相談窓口を利用できないというのが一番問題だと思いますので、ここら辺も相談させていただければという提案です。

もう一点確認させていただきたいのは、アンケートの項目設定は、岐阜県に対応していると捉えればよいでしょうか。

○事務局 アンケートの項目については、アンケートを取る際に、前回のアンケート、岐阜県のアンケート等を精査しながら設問項目を設定させていただきました。

○委員長 多治見市人権施策推進指針体系案にも繋がることかと思いましたので質問させていただきました。他の委員の皆様方からも確認したいこと、意見等はござい

ますか。

○委員 ハラスメントにセクハラ、パワハラなどがありますが、最近はカスハラというのが大きな問題となっておりますが、そこは入っていないですが、どう捉えていくのか教えてください。

○事務局 ハラスメントは、年々増えてきているところもあるので、カスハラについてはアンケートをとってございませませんが、職場における人権とかにも必要になるかなと思われまので、パワハラ、セクハラを含めてカスハラについても検討していただければと思います。

○委員長 結構重要な意見ですので、どこかに組みこめるか、委員の皆さんとも考えていけたらなと思います。後日、ここの項目に入れたらいいのではないかなど提案していただけたらと思います。事務局からもここに入れると良いと提案していただけると議論しやすいかなと思います。先ほどの「労働と人権」の話の中でも言われていたと思うので、そこが落ち着くかと思いますが。

○委員 「女性の人権問題」の中にセクハラが入っておりますが、実は男性のセクハラというのも職場ではあるので、ここに女性だけがセクハラというのではなくて、男性も含めて、見落としがちではないかなと気がしますので、ご検討いただければと思います。

○委員長 確認ですが、第2次指針ではハラスメントで独立していましたか。

○事務局 第2次指針では独立していません。

○委員長 委員の意見を踏まえると、セクシャルマイノリティーへのハラスメントもありますので、ハラスメントによる人権侵害というところを一項目としてまとめれば、カスハラとかも入れやすくなるのではないかと思います。インターネットによる人権侵害とかもそうです。女性や子どもとかの属性部分の人権の話と、別項目立てで、様々な人権侵害の共通項目を立てるというのも一つの手かなと思いました。委員の皆様からもより良い方向性を示す何かがありましたら、提案していただけたらと思います。

○委員 設問を増やすということでしょうか。見込まれていないものに対して、設問を増やすとかでしょうか。

○事務局 意識調査にはもう入れられませんので、分野別施策について一つ加えるのかの話になります。

【議題4】 第2次指針の現状の概要について

○事務局 （説明：資料4）

○委員長 事務局の説明から、確認しておきたいことや質問意見等ございますか。

○委員 項目の中で、「インターネットによる人権侵害」とありますが、人権侵害の方法であって、人権侵害の内容でないような気がしますが、いかがですか

○事務局 第2次指針策定時の委員会でも議論がありまして、インターネットの人権侵害以外は、対象者がいますが、インターネットによる人権侵害は全てが含まれる

手法的なところへのアプローチの部分があるのかなと思われます。この点をどのようにするかということも議論が必要かと思われますが、法務省としても強調事項として取り扱うこともあって、他の人権と同様にしております。

○委員長 前策定委員会も、体系図の配置まですごい議論になりました。委員が言われるように、他はみな属性、これだけは包括的というか手段といわれましたが、体系図配置においても見やすくするために分けて端に位置付けるべきではないかという議論もされました。先ほど委員も言われたカスハラとかハラスメントは様々な属性がハラスメント被害、加害者になる場合もございますが、ハラスメントにあうという点から、これらも端に、ハラスメントによる人権侵害、インターネットによる人権侵害というような感じに位置づけるのか、皆様と検討していきたいと思えます。分野別施策の推進のところで、「属性による人権」と「(色々な属性が関わる) 包括的なテーマに基づく人権」とを分けるのも一つの手かなと思えます。委員もぜひいい方向性を提案していただけたらと思えます。ちなみに、2019年度会議にていろいろ議論した結果、分野別施策の推進は、多治見市が重点的に行っているものはあるにしても、どの人権問題にも差があると判断してはならないということで、最終的には五十音順にしようと皆で決めました。これも一つの参考意見として頂けたらと思えます。

○委員長 最初に委員が言われたことに関わりますが、ここの資料部分で、障がいの「がい」の漢字とひらがなが分かれているところがありますが、使い分けしているということでしょうか。

○事務局 変換ミスもございます。

【議題5】 人権施策推進指針体系について

○事務局 (説明：資料5-1、-2、-3)

○委員長 事務局の説明から、確認しておきたいことや質問意見等ございますか。

○委員 分野別施策の方向で女性の人権がございますけれども、それに対して基本的施策の「相談・支援の充実」とか「多様な主体の連携」という形で、それぞれの方角の中に施策が入ってくるというようなイメージでしょうか。どのような形でつながるのか。

○事務局 第2次の指針を見ていただくと、分野別施策のところにはそれぞれ、現状と課題があって、そのあとに施策の方向とあります。女性の人権と同和問題の施策の方向は異なっていると思いますが、主となる基本的施策については、必要事項であるかと思えます。今体系の案として図にはなっておりますが、前回のように表として出すのかも含めてご検討いただければと思えます。各分野別施策の重要なところを基本的施策として頭出しをしております。個別には、施策の方向として明記していくことになります。

○委員 「相談・支援の充実」はいろんな機関の連携もかなり関係性が重要になるかと思えますが、「多様な主体との連携」についてはどのようなイメージでしょうか。

○事務局 市が相談機関を新たに設置するのは限度があるかなと思います。限度のある中で充実できるものにしていくことになると思われますが、「多様な主体との連携」については、本日委員に出席していただいている保護司会、人権擁護委員、民生児童委員とかのような外部との連携が重要ではないかなと思います。国や県との連携も想定しております。

○委員 「相談・支援の充実」は市が主体となって行うもの。「多様な主体との連携」は外部との連携をする市も入っているけれども、広い意味での連携ということですね。

○委員長 そうすると国とか県とかだけではなくて、自治体間の連携も含まれることでいいですね。例えば、パートナーシップ制度に関して、連携協定しているところもありますよね。そういう点も含まれているということで良かったですね。

○委員長 「人権教育」「人権啓発」「相談・支援の充実」「多様な主体との連携」について、どの属性を持つ人たちに対しても、全部充実できればいいですけども、やはり多治見市の財政やマンパワーも含めて、ここのところをどうするか悩みどころではありますね。ここらへんも細かく記載していったほうがいいのか、多治見市はやりたい方向性を大まかに示すということで、今回の事務局案のような体系図にするか。後者の場合は、現時点ですべて対応してくれるものと誤解を招かないように、今後の方向性とか注釈とかが必要ではないかと思います。そういったところで、委員の皆さんを悩ませてしまうかもしれませんが、考えていただけたら助かります。

○委員 資料の５－３ですけども第３次の案というところで、その他の人権と言うところに、まとめたような感じになっておりまして、根本的にまとめるという形でよろしかったでしょうか。

○事務局 多治見市として施策の方向として、重要度が低いわけではございませんが、まとめることで見やすくなるのではないかと考えています。

○委員長 ２０１９年度の議事録にて、私が発言している内容を紹介します。２０１９年につくられた法律で「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」があります。その法律の第３条第３項に「アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行わなければならない。」と書かれています。その点も踏まえると、「その他の人権」と示さないほうが良いかと思います。（人権実現に関しても）財政面的な部分もあるとは思いますが、また、今迄、多治見が重点的に取り組んできた部分は多治見の大事な歴史として取り上げるべきで、その点を文章化してどこかに入れておくと、誤解を招きにくいのかなと思います。それと同時に、委員の何名かが懸念されているこの言葉遣いを少し変えろとか、今後検討していったほうがいいのかかなと思いました。私はこの法律の第３条第３項はとても重要な内容だと思っていたので、５年前、そして今回も発言させていただきました。

○委員長 基本的施策と分野別施策の方向のつながりをどう考えるか、委員が考えなければならない論点かなと思います。次に、分野別施策です。以前の話が関わっているのですが、2019年度会議では、分野別施策のところの属性とかの言葉遣いもかなり細かく審議しました。先ほど委員が発言された部分も重要なところですが、その部分に関して今気づきましたが、インターネットによる人権侵害だけでなく、災害に起因する人権問題も様々な属性の人たちが関係しますね。なので、分けるとすればここも分けてやらなければならない部分かなと思います。

これ以外のところでは、第2次指針との言葉遣いが違いますね。感染症関係ですと、ハンセン病者とHIV感染者・エイズ患者に関しては、分けたほうがいいのではないかとということで、前回の指針体系図では分けています。ハンセン病のところでは、ハンセン病回復者等とその家族の人権。その他にも、(家族の人権を入れたのが)被疑者・被告人・受刑者・出所者とその家族の人権。ちょうど5年前、ハンセン病当事者だけでなく家族も人権侵害にあったと訴訟が起きていた時だったと思います。2019年度会議では、家族の人権まで含めて考える必要があるのではないかとということで、「ハンセン病回復者等とその家族の人権」にしました。また、マスメディアによる過熱報道とかにより、逮捕された人の家に行き、家族にまで過激な取材をしていく事例とかも含めて、こちらも当時の委員皆で話し合い、「被疑者等とその家族の人権」のように位置づけました。こちら辺について、事務局の方で、今回簡素化した理由とか第2次指針との整合性を説明できればしていただきたいです。

○事務局 明確にこうしたいという点はございませんが、岐阜県の指針であるとか、他自治体の指針も確認しながら、提示させていただいております。簡素化しているように見えますが、その点は懸念している点ではあります。実際人権侵害を受けている方から見ると、後退しているようにイメージが捉えかねませんが、誰が見てもわかりやすい表現。国や県の表現に合わせさせていただいております。この点もご議論いただければと思います。第2次と同じ案も出せたかと思いますが、議論していただくには視点を変えた案として出しております。

○委員長 事務局の提案も含めて次回までに検討していただきたいのは、前回の第2次指針の会議時には、議事録にひとことひとこと言葉遣いとか委員の皆様が提案されています。公開議事録にも載っておりますので、そこも見させていただいて、簡素化するのがいいのか、それとも国や県に合わせるという方向性がいいのか。更には、国や県とは違う人権侵害とか人権問題が多治見では起きているとすると、多治見らしさという言い方がいいかわかりませんが、多治見の状況を踏まえた体系図をつくるということも重要なかなと思います。提案させていただいた内容すべてではないですが、そこも前回会議のところで議論になっている部分ですので、可能であれば、委員の皆様たちには、2024年9月の次回会議までにその議事録を見ていただけたらと思います。結局のところは、多治見市内の住民の中で被害にあわれている

方、この方々の声が反映されること、そしてその方々がDV被害や何らかの人権侵害を受けているにしてもそこからより良い方向に道が開けることが大事だと思います。なので、相談体制の充実も含め、より良い方向性を探るためにご検討いただけたらなと思っております。

○事務局 今回の案に関してはたたき台であるため、意見を言っていただければと思います。それをもとに次回の委員会で、その部分も含めてご議論していただければと思います。

○委員 岐阜県が分野別施策をこのようにしている理由はわかりますか。

○事務局 県の議論内容まではわかりませんが、県の分野別施策については、ここに提示していますように「女性」「子ども」というように端的にしていますが、意図まではわかりません。

○委員長 岐阜県の以前の体系図は資料にありましたか。今の委員の質問はかなり重要で、岐阜県が前の時と現在とで、どう言葉遣いを変えたのか、それをふまえて多治見がどう対応しているのか、わかったほうがよいかと思います。委員の皆様に複雑な体系図を見ていただくことになると思いますが、参考になると思います。これに関しては、事務局の方から9月までに資料を送っていただければ、委員の皆様もよりよいアイデアが浮かびやすくなると思います。

○委員長 予定の時刻を数分すぎてしまいましたが、皆様方がいろいろ提案してくださったことは次回以降によりよく実を結ぶ内容になると思います。そして、今後の意見交換が活発になるように提案していただいたと思っております。1回目の顔合わせの間もない中、このように意見を活発にいただいたこと、委員長としてありがたくしております。これを持ちまして第1回多治見市人権施策推進指針策定委員会を終了したいと思います。いろいろな宿題をお願いしてしまいましたが、次回までに今日話し合ったこととか、考えてほしいこと、こちらが提案したこととかについて意見をまとめておいていただくと幸いです。事務局から次回までをお願いすることはございますか。

○事務局 委員長がおっしゃられたように、資料をもう1回見ていただいて、意見提出シートを送付いたしますので、意見いただければと思います。岐阜県の指針についても送付させていただきます。次回の会議の日程ですが、9月6日（金）14時からとなっています。会場については後日ご案内させていただきます。